

浄化槽維持管理業務基準

□ 浄化槽保守点検業を行う者の資格

浄化槽法第48条並びに奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条の規定に基づき、本維持管理業務を受託する者は、奈良県知事の登録を受けるとともに、浄化槽管理士の資格を有するものを保守点検業務に従事させなければならない。

また、本業務を第三者に委託してはならない。

□ 保守点検回数

浄化槽法施行規則第6条の規定に基づき、次のとおりとする。

合併浄化槽	1週間に1回
単独浄化槽	2ヶ月に1回

□ 委託期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日までとする

□ 通常管理作業

浄化槽法施行規則第2条、第3条に定める保守点検及び清掃の技術上の基準に基づき、次のとおり管理作業を行うものとする。

- 1 管きよ (汚物、滞留、閉塞、漏水、雨水流入等の点検及び除去)
- 2 浄化槽各室 (水位の異常、漏水、スカム、汚泥量及び衛生害虫発生状況等の点検)
- 3 機械類 (モーター、ポンプ、破砕機等、駆動回転部分の温度、回転音、振動、注油等の点検)
- 4 流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械攪拌装置、流出口、放流管きよの付着物、沈殿物等の清掃及び除去
- 5 ばっ気タンクまたは、ばっ気槽内の混合液、汚泥沈殿試験
- 6 消毒設備の点検及び薬剤の補充
- 7 放流水の水質検査 (水温、色相、臭気、透視度、PH, 残留塩素、亜硝酸等、必要事項)
- 8 オイル・グリスの補充交換
- 9 合併浄化槽の排水(放流水) 年1回PH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、窒素、リンについて環境計理士による水質検査を受け、その計量証明書を提出し、その費用を見込むこと。

- 特別管理作業の内容
 - 1 機器の分解、故障の修理
 - 2 汚泥抜き取り清掃
 - 3 その他緊急事故発生時の点検・清掃特別管理作業については住宅課と協議のうえ、実施する。

- 浄化槽点検報告書の提出

浄化槽法施行規則第5条第2項但し書に定めるところにより、各施設ごとに、管理作業の内容を明記した、浄化槽保守点検報告書を定期的に提出すること。

- その他

すべての管理作業において、作業前・作業中・作業後の状況が分かる写真を撮影し報告時に提出すること。

事故等が発生し、市から連絡があった場合は、すみやかに適切な措置をとること。